

第4章 活力あふれる「生活躍動都市」の実現

1 活力のある産業振興のまちづくり

都市像		4	活力あふれる「生活躍動都市」の実現
施策の大綱	41	活力のある産業振興のまちづくり	
	施策の大綱	本市は住宅都市としての顔だけでなく、雇用機会と所得を生み出す商工業都市としての顔を持っていることが特長です。市民生活の躍動感、様々な産業活動と大いにかかわっています。 1980年代後半から企業の海外展開は急速に進んでいますが、国内は産業の空洞化ばかりが進んでいるわけではありません。生産の場としても物やサービスが消費される市場としても、日本国内とりわけ都市部は見直されてきており、本市においても製造業の生産活動や研究開発活動は盛んに行われています。 産業振興を進めるまちづくりとして、活気ある企業と多彩な就業者に魅力を感じさせる都市とすることが大切になります。魅力を輝かせるために、企業や人の集積とネットワークを活かした施策を推進します。 開発が進みつつある彩都を含め、研究活動に良好な環境を提供するために、特に公的機関と民間機関との連携がとれた研究が進められる場所として魅力を高めていきます。 また、本市が有する歴史遺産、レクリエーション拠点、産業観光施設などの観光資源を積極的に活用し、多くの来訪者を迎え、人々が交流する活力あるまちづくりを進めます。 本市の小売業は、郊外都市の特性から購買力の市外流出の傾向は以前から見られましたが、流通業の構造変化や業態間競争のもとで、小売業の縮小が大きな問題となっています。多くの小売業が立地し「まちの顔」となっている中心市街地は、市民生活を支えており、様々な活動の舞台でもあります。中心市街地の衰退傾向は市民生活にとって大きな問題です。魅力回復のためには、住む・働く・遊ぶが一体となった生活への対応と、人々が楽しく散策し、集う、回遊性の確保が欠かせません。交通環境の整備とともに、地区での交流を盛んにする取り組みを事業者や市民、関係諸団体と連携して推進します。 卸売業では、市民生活とのかかわりをこれまで以上に重視し、市場そのものの魅力の向上を目指します。	
	施策	411 商工業の振興	
	目指すべき姿	・インターネットを活用した商業のネットワーク化が図られ、効率的に必要な商品の提供を受けることができる状況になっています。 ・特色のある商業地が形成され、来街者は楽しみながら買物ができ、大いに賑わっています。 ・中心商業地区の特性に応じた総合的・計画的な整備が進み、そこに住み、働き、憩える場が形成され、親しまれ利用されています。 ・大学・研究機関からの技術移転等、産学の活発な交流が図られ、企業の新たな分野への進出、技術力の向上が図られています。 ・内外から人と企業を呼び込み、交流が活発化し、市内企業の技術力等の高度化・高付加価値化が進んでいます。 ・創業が促進され、市内の中小企業や地域経済への波及効果により活気があふれています。	
施策の取組状況まとめ	将来計画	1 小売業の振興 2 卸売及び流通業務の振興 3 新たな企業活動の促進 4 地域との調和ある発展	
	施策の取組状況まとめ	小売業の振興については、特色のある商業地の形成を目指し、商店街活性化のための補助制度の整備や創業の促進、小売店舗の改装支援など、魅力向上に向けたさまざまな施策を実現してきており、特に中心市街地の活性化に向けては、各商店街や商工会議所、観光協会、青年会議所、大阪府などのまちづくり活動を行なう様々な主体が、地域コミュニティ施設（茨木にぎわい亭）を利用して連携を進めるとともに、それぞれがにぎわいを継続的に創出する取組を進めてきた。 また、インターネットに構築した産業情報サイトを市内事業所の情報発信のツールとして活用してもらうなど、地域情報のネットワーク化に努めた。 さらに、中心市街地の新たな核形成を想定しての用地取得や渋滞緩和のための道路整備を推進したほか、ＪＲ茨木、阪急茨木市両駅前の再整備及び回遊性を高めるための方策についての検討を進めている。 新たな企業活動の促進については、平成１９年度から企業担当職員による市内企業の個別訪問や相談のワンストップ化などの支援活動を行なったほか、用途地域の変更や企業立地奨励金制度の周知活動により、彩都への新たな立地や市内企業の新たな設備投資等による継続操業などに一定の成果が出てきている。また、製造業の事業所数及び従業者数が減少傾向にあることへの対応として、成長産業と見込まれるライフサイエンスや新エネルギー分野の進出企業等に対する特区税制を創設することで成長が見込める産業の集積を進めており、今後、市内産業への波及効果も期待されているところである。 これらの取組により一定の効果は見られるものの、引き続き、商工業の振興に向けた施策展開が必要である。	

関連課	商工労政課、都市政策課、道路交通課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項 目		
小売業の振興	(1) 中心市街地活性化	・経営相談や融資制度の活用を図るとともに、活気と賑わいのある商店街づくりを目指す商業団体への支援を強化します。	B
		・滞留性を高めるため、魅力ある商店街として、個性ある店舗や専門性の高い店舗などの創出を図ります。	B
		・人々が楽しく散策し、集う、回遊性のある商業地区づくりに努めます。	B
		・市民・商業者が利用する地域コミュニティ施設への支援を充実します。	B
		・関係団体と連携して、個性ある店舗・業種の誘致を図ります。	B
		・来街者への憩いの空間の提供や地域と密着した賑わいを創出するイベント等を支援します。	B
		・商店街などにおいて、イベント企画や運営などにかかわる人材、リーダー育成、若手事業者や後継者などの人材育成に努めます。	B
		・中枢管理、商業・業務、文化・情報等の各種機能を備えた特徴を活かし、シビックセンターとして各機能が調和し、総合的に発展できるまちづくりを目指します。	B
		・シビックセンターとしての都市構造の強化を図り、生活道路への通過交通の進入を防ぎ、渋滞を緩和するため、幹線道路の交通軸について整備を推進します。	B
		・「交流・情報発信」をキーワードに、様々な人や情報が交流できるまちづくりを進めます。	B
	・地域の住民や商業者、さらに学生や大学の参加による、地域の活性化に向けたまちづくり活動へ支援を進めます。	B	
	(2) 商業のネットワーク化	・インターネットを使った地域情報のネットワーク化を推進します。	B
	(3) 生活文化型商業の推進	・大型店の立地に際しては、周辺環境への配慮など地域の実情を勘案した対応に努めます。	B
		・アメニティ豊かな魅力ある商店街づくりに努め、市民のニーズに柔軟に対応します。	B
		・高齢化の進展、人々のゆとりや豊かさ志向、環境への関心の高まりなどに対応する地域ニーズに即した商業活動の推進に努めます。	B
	(4) 創業者支援	・地域経済の活性化に向けて、新しく事業を始める方を支援します。	B
	(5) 商店街内の環境整備による来街性の向上	・徒歩や自転車で来街しやすい環境づくりの推進を図ります。	B
		・ユニバーサルデザインに配慮した環境づくりの推進を図ります。	B
		・関係機関と連携して、はみ出し店舗や路上駐輪等の解消に努めます。	B
		・商店街と周辺施設等の連携を促進し、駐車・駐輪場や休憩所、公衆トイレなどの設置を行い、来街環境の向上に努めます。	B
卸売及び流通業務の振興		・北大阪流通センター及びその周辺を物流と物流情報の総合センターとして施設や環境の整備を促進するとともに、消費者と生産者をつなぐ情報管理・情報提供を行うことができる交流の拠点づくりなどについて関係者と協議を進めます。	B

関連課	商工労政課、都市政策課、道路交通課		
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項 目		
新たな企業活動の促進	・生活者の視点に立った商品・サービスの開発を行う研究部門の育成や、企業・研究機関・大学が相互に協力して情報交換、技術交流等を図る体制づくりを支援します。		B
	・初期市場（情報通信関連分野・バイオ関連産業・環境関連分野・健康福祉関連分野）の創出で豊かな生活・地域につながる新たな産業分野の立地を促進します。		B
	・経済の国際化に対応した企業活動・協力が展開できるよう、関係機関と連携を図ります。		B
地域との調和ある発展	・景観に配慮した建物や外部空間の整備、施設の一般開放や地域との交流、教育・文化やスポーツへの企業の参加などを通じて、地域との共存を図り、調和ある発展を推進します。		B

※各施策の将来計画共通

将来計画の取組状況	内容
A	取り組んでおり、達成済みまたはH27. 3までに達成の予定
B	取り組んでおり、H27. 4以降も引き続き取り組む予定
C	検討しているが、取り組めていない
D	方向性が変わるなどの理由で取り組んでいない

都市像 4 活力あふれる「生活躍動都市」の実現			
	施策	412 観光の振興	
		目指すべき姿	・観光資源の魅力が広く内外に発信され、多くの来訪者を迎え人々の交流が生まれています。 ・観光振興の波及効果によってにぎわいが創出され、まちが活性化しています。
		将来計画	1 観光資源の発掘と育成 2 誘客宣伝事業の強化 3 推進体制の整備
		施策の取組状況まとめ	観光協会では観光資源を積極的に活用し各種イベントを積極的に開催しているが、十分とはいえずまだまだ進展の余地がある。市においてはイルミネーションイベントにより、夏のフェスティバルだけでなく、冬にもにぎわい創出の工夫をしているが、安威川ダム completion に向けて、ダム湖周辺の「水と緑」の環境資源を活かしたレクリエーション拠点の形成を図るとともに、新名神高速道路の整備による効果も活かし、北部地域全体の魅力向上を図ることが必要と考え、検討を進めている。 忍頂寺スポーツ公園やキリシタン遺物史料館などはスポーツ・レクリエーションの拠点となり、東海自然歩道や茨木自然歩道などの利用を促進している。 観光資源をネットワークで結ぶ回遊性を重視した観光コースの設定については、歴史街道推進協議会、西国街道連携ワーキング会議など他市や報道関係者とのネットワークにより企画や広報を行っている。 観光パンフレットや観光ガイドブックについては観光協会が中心となって作成しているほか、インターネットなどを通じて情報の発信・提供に努めている。また、本市を訪れた人を案内する観光ボランティアについては、観光協会が主体となり取り組んでいる。

関連課 文化スポーツ課、農林課、公園緑地課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 観光資源の発掘と育成		・川端康成旧邸宅、キリシタン遺物、郡山宿本陣などの歴史遺産を誘客資源として積極的に活用します。	B
		・忍頂寺スポーツ公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として、東海自然歩道や茨木自然歩道などの利用を図ります。	B
		・都市と農村の交流施設「見山の郷」をグリーンツーリズムにも積極的に活用します。	B
		・事業所見学の受け入れを支援し、産業観光としての集客を図ります。	C
		・「茨木フェスティバル」など、各種イベントの開催に努めます。	B
		・東奈良遺跡、西国街道、東海自然歩道などの観光資源をネットワークで結び、回遊性を重視した観光コースを設定します。	B
2 誘客宣伝事業の強化		・本市を訪れ、楽しく滞在できるよう案内標識や説明板などの施設整備に努めます。	B
		・観光パンフレットや観光ガイドブックを作成するほか、インターネットなど様々なメディアを通じて観光情報の発信・提供に努めます。	B
		・本市を訪れた人を快く案内する観光ボランティアの育成に努めます。	B
3 推進体制の整備		・市民主導の観光事業を推進する中心的役割を果たせるよう、観光協会などの民間活力の育成に努めます。	B
		・市・市民・産業界が一体となって、多様な取り組みが推進できるよう、連絡・協議体制の充実に努めます。	B

2 地域特性を活かした農林業振興

都市像		4	活力あふれる「生活躍動都市」の実現	
		42	地域特性を活かした農林業振興	
施策の大綱			本市は市域が南北に長く伸び、北部では森林と田畑が連なる農村的な景観が見られ、四季折々の変化が眺められます。市街地とその周辺における農地は減少傾向にあるものの、農産物の生産の場としてだけでなく、都市における緑地空間としての貴重な役割を担っています。 これらの農地、森林資源を維持し、農林業を振興するために重要なことは、担い手の確保であり、そのためには生業として安定した営みができるよう、多面的な施策の展開が必要となります。 大消費地に近い有利な立地条件を活かし、市場や消費者ニーズの変化に適応した付加価値の高い農産物を生産・販売する仕組みづくりに農家や農林業関係諸団体と連携して取り組むとともに、「環境と調和した持続的な生産方法である環境保全型農業を促進します。 また、農林業への理解と地域農林産物の地域での消費を進めるため、都市と農村の交流を推進します。	
施策		421	農林業の振興	
		目指すべき姿	・営農条件が向上し優良農地が保全され、高度利用・省力化が進んでいます。 ・農村生活水準が向上し、地域住民の定住化率が向上しています。 ・各地域の労働力に応じた多様な担い手の育成が進んでいます。 ・都市と農村の交流活動が盛んで、地産地消の農業振興が進んでいます。 ・「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の区分に応じた森林整備が進んでいます。	
		将来計画	1 農業生産基盤の整備 2 農村生活環境の整備 3 農業の振興 4 森林整備の推進	
		施策の取組状況まとめ	基盤整備に対する取組については、農道の拡幅や用排水路、溜池等の改修、また地域農業活動拠点における生活排水処理施設の設置により、営農条件の改善や快適な生活環境が創出されている。 つぎに、農業の振興においては、担い手の確保、遊休農地の解消、有害獣による農作物被害の防止等に対して取り組み、各種施策の効果をしっかり発現させた。また、環境保全型農業や都市と農村の交流活動では、エコ農産物の生産支援や地産地消を推進することで順調に効果を上げており、振興施策全般ではほぼ目的を達成した。しかし、農業従事者の高齢化による担い手不足や遊休農地の発生等の諸問題は解決が困難であり、今後も施策展開が必要である。 一方、森林の整備としては、里山保全構想及び基本計画策定後に、モデル地区において森づくり事業を効果的に実施しており、また里山保全についても、森林ボランティアの活動拠点となる茨木市里山センターを開設し、市民ボランティアの育成と市民参加や企業参入による森づくりを推進した。	

関連課		農林課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 農業生産基盤の整備		・農用地の整備については、残された面整備可能地区に圃場整備を導入し、農道、用排水路等の整備を進めるとともに、農業施設の適切な維持管理を支援します。	B
2 農村生活環境の整備		・生活道路網や、生活排水処理の施設整備を進めます。	B
3 農業の振興	(1) 担い手の確保	・大阪府・農業委員会・農業協同組合との連携のもと、生産性・収益性の高い作物の奨励や栽培技術、経営知識の普及や営農指導を行い、農産物の高品質化を推進し、担い手の確保育成に努めます。	B
	(2) 利用集積の推進	・営農活動の支援や農地の流動化を推進し、農地利用集積等の効果的な事業展開を図ります。	B
	(3) 環境保全型農業の推進	・減化学肥料や減農薬栽培の普及を目的としたエコ農産物の生産や資源循環型の土づくりなどの環境保全型農業を推進します。	B
	(4) 都市と農村の交流活動の推進	・「見山の郷」をはじめ朝市・青空市などの産地直売や都市住民を対象とした各種イベントを支援します。	B
		・棚田の保全活動の一環として、遊休農地を活用した体験農業や農業学習を推進し、都市住民の農業に対する理解と関心を深めるとともに、地元農家との交流を進めます。	B
		・憩いやレクリエーションを目的とした、都市住民が気軽に参加できる市民農園や芋掘り園等の観光農業を推進します。	B
4 森林整備の推進	(1) 森林の多面的機能の発揮に配慮した整備	・市民ニーズに応える公益的機能に配慮した森林整備を府立自然公園区域の整備と連携して推進します。	B
	(2) 市民参加による里山保全	・森林ボランティア団体を中心とした市民参加型の森づくりを推進します。	B

3 快適な生活・住環境の確保

都市像	4	活力あふれる「生活躍動都市」の実現	
	43	快適な生活・住環境の確保	
施策の大綱	施策の大綱		
		本市が住み・暮らし・憩い・学び・遊ぶ場として活力あふれる「生活躍動都市」となりうるために、快適で魅力的な住宅と生活・住環境を確保することは、最も基本的な事柄の一つです。 物的な生活・住環境は一つひとつの住宅と、道路や公園、上下水道など必要な各種都市施設との集積によって形づくられます。また、各々の住宅が優れたものであったとしても、それらが集積したときの環境は必ずしも良好なものとはならないことがあります。 これらに留意し、住宅供給のほとんどを占める民間住宅がより優れた質を確保し、また「まちづくり」と連携したものとして供給されるよう誘導するとともに、地域や地区ごとにきめ細かな配慮をした将来像を描き、これに見合うよう生活・住環境を整備します。 また、生活・住環境は、時々形づくだけでなく、計画的・持続的に管理することが重要です。既に形成された市街地の環境を維持し、より良いものに改善を進めるとともに、優れた歴史的・伝統的街並みや集落空間の保存に努めます。さらに、物的な環境条件にとどまらず、地域で求められる生活像に根ざした生活や暮らしのルールづくりを促進します。	
		431 都市計画の推進	
		目指すべき姿 ・まちづくりが、市民の参画を得て進められています。 ・協働のまちづくりを支える仕組みが整備されています。 ・自律した市民によるまちづくり活動が活発に展開されています。	
		将来計画 1 広域的な都市整備と分権時代の都市計画の推進 2 環境との調和 3 地域特性を活かした個性と魅力あるまちづくり 4 参加と協働のまちづくりの推進 5 時代の変化に対応したまちづくり	
		施策の取組状況まとめ 計画的な都市づくりを進めることが本市の都市計画行政の基本であり、この基本的な考え方に基づき、区域区分の変更、土地地区画整理事業の決定、用途地域、高度地区などの地域地区の変更、地区計画の決定などを行ってきた。また、このベースとなる都市計画マスタープランを市民参加によりH19に策定した。なお、都市計画マスタープランは、第5次総合計画に合わせて改定作業を進めている。 土地地区画整理事業については、組合施行の島、真砂・玉島台の事業は完了した。民間施行の茨木ヒルズ、安威川については、地区計画等を活用し、良好な戸建て住宅地の形成を誘導している。 また、近年、大規模工場の移転が連続したが、地域の特性や今後の社会に求められる機能実現につながる新たな土地利用について調整し、見通しがついたところである。これらの計画を適正に進め、本市の魅力と都市機能の向上を図る。 駅前、整備後、相当期間を経過していること、バリアフリーなどの機能を備えていないこと、ビルについては耐震性を有していないことなどの課題がある。JR東口はすでに事業化段階にいたっているが、他の区域においても、周辺での計画との連携を図りながら、計画検討を進めていく。 個々の開発や建築行為に対しては、法、要綱等による適正な指導を継続する。本市独自の制度である細街路網計画を今後も推進するとともに、要綱で定めている施設整備基準についても適宜見直し、良好な計画を誘導していく。	

関連課 都市政策課、審査指導課、市街地新生課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項 目		
1 広域的な都市整備と分権時代の都市計画の推進	(1) 広域的視点からの都市計画の推進	・ 広域的な視点から都市機能の充実を進め、府、近隣自治体と連携した取り組みを更に強化します。	B
	(2) 地域の視点からの都市計画の確立	・ 多様化するニーズや、地域の特性を活かしながら、地域のまちづくりを進めるという視点から都市計画行政を進めます。	B
2 環境との調和	(1) 計画的な土地利用の推進	・ 地域住民等の理解と参加による土地区画整理事業を今後も積極的に推進します。	B
	(2) 無秩序な開発の抑制	・ 住宅・市街地の適切な開発誘導を今後も進め、開発にあたっては、緑空間の確保や配置に留意した指導に努めます。	B
	(3) 環境負荷の低減を考慮した都市づくり	・ 既存の機能を活かし、連携した機能を配置するなど、効率的な都市機能の維持・増進に努めます。	B
3 地域特性を活かした個性と魅力あるまちづくり	(1) まちづくりルールの作成促進	・ 関係住民の主体的な取り組みを基本に、目指すべき市街地像の確立と、それを実現するための制度として、地区計画を活用したまちづくりを進めます。	B
	(2) 都市機能が調和したまちづくりの推進	・ 住宅地、商業・業務地、工業・流通業務地が、相互に連携し、総合的な機能を有するまちづくりを進めます。	B
		・ 各地域の特性や機能が十分発揮できる環境を整え、複合的な市街地の形成なども考慮して、市街地の魅力の向上に努めます。	B
4 参加と協働のまちづくりの推進	(1) 計画策定段階からの参加システムの確立	・ 都市建設や維持にかかわるすべての主体が、まちづくりに責任を持ち、共通の目標のもと、まちづくりの当事者としての責任を分かち合い、それぞれの役割を実行できる環境を整えます。	B
	(2) まちづくり活動への支援	・ 住民主体のまちづくりへの支援を更に充実させます。	B
	(3) 都市計画制度の活用	・ 市民やNPOが主体的に都市計画に参加できる都市計画提案制度の適切な運用に努めます。	B
	(4) 民間活動との協調	・ 公共施設の整備に当たっては、周辺地域のまちづくりと一体となり、良好な地域環境の形成につながるよう努めます。	B
5 時代の変化に対応したまちづくり	(1) 計画性と柔軟性を持ったまちづくり	・ 既存制度の運用方法の研究や新手法の導入を進め、時代の変化に対応したまちづくりを柔軟な発想により展開します。	B

都市像		4	活力あふれる「生活躍動都市」の実現
施策	432	新しいまちづくり	
	目指すべき姿	・彩都のまちづくりが、市民の参画を得ながら、計画的に進められています。 ・良好なコミュニティに支えられた自律した市民によるまちづくり活動が広がっています。 ・自然と人とが共生する都市環境を備えた彩都のまちびらきにより市としての魅力が高まっています。 ・彩都の新市街地と周辺地域のインフラ整備が進み、既成・周辺地域の市街地とが一体となってまちづくりが進んでいます。 ・彩都西部地区ライフサイエンスパークでライフサイエンスの国際拠点が形成されています。 ・彩都中部地区カルチャーパークで国際的な文化・学術研究の新しい交流拠点が形成されています。	
	将来計画	1 彩都の快適で良好な都市環境の形成 2 彩都のまちづくりの方向 3 大阪モノレール彩都線の延伸 4 西部地区ライフサイエンスパークの形成 5 中部地区カルチャーパークの形成	
施策の取組状況まとめ		西部地区は、順調に整備が進み、本市域においてはインフラ整備はほぼ完了し、宅地の利用が今後進められる区域が一部残っている状況である。 中部地区は、土地利用の見通しを立てたうえで、URが事業着手している。UR保留地については、すでに物流施設の立地が確定しており、事業を促進する。 東部地区は、土地区画整理事業区域から除外され、新たな事業者を定め、事業化を図る必要がある。彩都協を中心に取り組みを進めているところであるが、土地利用としては新名神の整備を考慮するなど柔軟に対応する必要がある。都市計画変更(用途地域など)も想定している。 企業立地に関しては、ライフサイエンスパークはほぼ立地完了、西部地区の施設導入地区は国際総合戦略特区に位置づけられ、企業立地を促進することとしている。一部で特区認定を受けたライフサイエンス系の企業やデータセンターの立地が確定(データセンターは特区認定はされない。)している。	

関連課		商工労政課、北部整備推進課		
将来計画		主な取組		取組状況
見出し	項目			
1 彩都の快適で良好な都市環境の形成	(1) 都市軸の形成	・彩都の骨格となる彩都中央線とモノレールが彩都の交通網の主軸を形成し、西部・中部・東部の3地区を結びます。		B & D
	(2) 緑地軸の形成及び公園・緑地の整備	・彩都の西部・中部・東部の各中央部を「緑の軸」が貫き、この軸に沿って公園・緑地を配置します。河川も親水性の高い空間として水辺環境の再生により、自然と人との共生を図ります。		B & D
	(3) アメニティ軸の形成	・西部・東部の2地区に西センター、東センターと連続し、業務やサービス、文化施設などが配置されたメインストリートを連ね、賑わいにあふれた空間を創出します。		B & D
2 彩都のまちづくりの方向		・周辺地域の整備や既成地域との連携と適切な役割分担により、市域全体に活力を与え、市域の調和ある発展を目指します。		B
		・必要性の高い公益施設の整備を進め、住宅建設を促進します。		B
3 大阪モノレール彩都線の延伸		・平成19年春に西部地区の西センター駅(仮称)まで開業し、その後西センター駅(仮称)から、中部地区、東部地区への延伸の促進に努めます。		B & D
4 西部地区ライフサイエンスパークの形成		・彩都西部地区ライフサイエンスパークにおいて、医薬基盤研究施設及び彩都バイオインキュベータ施設を核とし、企業立地支援制度を活用してベンチャー企業等の誘致を積極的に展開します。		A
5 中部地区カルチャーパークの形成		・中部地区のカルチャーパークを国際的な文化・学術研究の新しい交流拠点として位置付け、情報・文化・教育・研修の分野を中心にその具体化を図ります。		D

都市像 4 活力あふれる「生活躍動都市」の実現		
	施策	433 道路・交通体系の確立
	目指すべき姿	・自動車の利用と、人、自転車等の徐行交通との利用が区分され、双方に利用しやすい交通環境が整っています。 ・都市計画道路茨木松ヶ本線と、府道茨木寝屋川線の整備が進み、市街地中心部の東西交通の混雑が緩和されています。
	将来計画	1 広域交通網の整備による連携・交流 2 市域交通網の整備 3 交通結節点及び周辺の整備 4 交通政策の確立
	施策の取組状況まとめ	広域的な幹線道路の整備促進(新名神)、彩都関連都市計画道路(茨木箕面丘陵線)ダム付け替え(都市計画道路耳原大岩線)の整備促進に努めてきた。一方で、市内中心部への通過交通流入を軽減する茨木寝屋川線については、未着手である。 市施行の都市計画道路は、沢良宜野々宮線等を整備するとともに、茨木松ヶ本線、西中条奈良線の整備を進めているところである。併せて、立命館大学の開学を踏まえ、JR駅前の再整備や連絡する道路整備を進めている。 市道についても鋭意整備中である。 公共交通については、JR新駅(仮称JR総持寺駅)の整備を決定し、すでに施工段階にある。阪急総持寺駅付近の高架化は進展していない。 バス、タクシーは、総合交通戦略協議会で、公共交通の充実をテーマに関係者参画のもと検討し、バスの乗り換え利便性の向上を図るなどの施策を位置づけている。 モノレール(彩都線)は、中部地区の状況、東部地区の進展次第である。 阪急茨木市、JR茨木駅前、JR東口は具体化、JR西口は調査段階、阪急駅前、市街地改造ビルの建て替えとも関連させながら、地権者とともに検討を進めている。 道路の維持管理が今後大きな課題になる。施設の状況(舗装、橋梁、擁壁、法面、トンネル)だけでなく道路内に設置されている付帯施設(街路灯、標識、カーブミラーなど)の管理をシステム化する必要がある。

関連課 都市政策課、北部整備推進課、市街地新生課、道路交通課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項 目		
1 広域交通網の整備による連携・交流	(1) 国土幹線・広域幹線道路との連携	・ 第二名神自動車道建設事業の促進に努めます。	B
		・ 広域的な道路骨格を形成し、中心地域や生活道路への通過交通の流入抑制にもつながる、府道の整備を促進します。	B
	(2) 広域的施設へのアクセス整備	・ 研究開発施設へのアクセスとなる道路やモノレールの整備を促進し、施設の広域的利用と研究開発機能の交流を推進します。	B
2 市域交通網の整備	(1) 市内幹線道路網の整備	・ 市街地中心部の茨木松ヶ本線、西中条奈良線、畑田太中線、阪急茨木駅島線並びに総持寺太田線、阪急南茨木駅平田線を計画的に整備し、市内交通の円滑化を推進します。	B
		・ 幹線道路の整備にあたって、歩車道の分離、街路の緑化、交通安全施設の設置などを進めるとともに、沿道環境の保全や福祉のまちづくりに十分配慮します。	B
		・ 幹線道路相互を結ぶ補助幹線道路については、地域のネットワークと交通処理に資する道路及び地域の生活に密着した道路として、安全・便利・快適で福祉にも配慮した整備に努めます。	B
		・ 環境負荷の小さな都市構造のための都市計画道路として環状道路を形成し、円滑で機能的な交通処理を実現します。	B
	(2) 歩いて暮らせるまちづくり・自転車利用を重視したまちづくり	・ 人優先を配慮した市街地内交通に向けて、幅員構成の見直しや歩行者空間の創出、ゆとり環境の創造を図ります。	B
		・ 環境にやさしい身近な交通手段として自転車の利用促進を図ります。	C
		・ 歩行者専用道路や歩行者を優先したコミュニティ道路、自転車道、ショッピングモールなどの整備を進め、都市施設を結ぶ歩行者空間ネットワークの形成を図ります。	B
		・ 既存の生活道路における機能に応じた拡幅、交差点の改良、歩車道の分離等の安全対策や緑化、歩行者自転車通行を考慮した歩道等の整備を推進します。	B
		・ すべての人が安心して利用できるよう、福祉に配慮した整備・改善に努めます。	B
	(3) バス路線網等の整備	・ 道路運送法の改正により、平成14年2月から需給調整規制が廃止されましたが、道路整備にあわせて空白地域への路線バス網の再編整備に努めます。	B
		・ JR東海道本線及び阪急京都線各駅前におけるバスターミナルの充実に努めます。	B
		・ バスを補完する交通手段としてのタクシーのサービスを関係機関と連携して展開します。	C
	(4) 駐車場・駐輪場の整備	・ 駅周辺等における公共駐車場の整備充実に努め、あわせて商店街等における民間駐車場の整備を促進するとともに、徒歩圏における自転車利用の抑制に努めます。	B
3 交通結節点及び周辺の整備	(1) 駅前の整備	・ 多くの人々が利用し、多様な機能が集中する駅周辺を、「地域の顔」「生活の中心的存在」と位置付け、「賑わい、美化、交通利便」の向上を図り、地域の活性化とイメージの向上につなげます。	B
	(2) 総持寺駅付近の整備	・ 鉄道により分断された総持寺駅周辺について、鉄道高架化に関する協議を継続して進め、総合的なまちづくりの実現に取り組みます。	C
4 交通政策の確立		・ 利用者にとっての選択性ある安全・便利・快適で環境面や福祉面にも配慮した交通体系の実現を目指して、計画的・体系的な交通政策の確立を図ります。	B
		・ 安全で円滑な交通の確保を目指し、関係機関と連携して交通運用の改善に取り組みます。	B
		・ 公共交通の利用促進と市域内のバリアフリー対策に努めます。	B

都市像		4	活力あふれる「生活躍動都市」の実現
	施策	434	生活・住環境の整備
	目指すべき姿		・ 公的住宅における高齢者・障害者向けにバリアフリー化された住宅の割合が向上しています。 ・ 住宅ストックの有効活用が促進されています。 ・ 地球環境と共生する建築物が増加しています。 ・ 住宅に関する情報が拡充されています。 ・ 地域の住環境を守り育てるためのルール（地区計画、建築協定など）を定める地区が増えていきます。 ・ 細街路等整備事業の推進を図り、良好な居住環境が創出されています。
	将来計画		1 魅力ある居住環境の整備 2 住環境を守り育てる基盤（人）づくり
	施策の取組状況まとめ		市街地における住環境（景観、まちなみ等）を守り、育てるため、建築物の絶対高さ制限の導入、景観法に基づく景観計画の策定、景観条例の制定、施行を行った。また、地区レベルでの建築物の用途、形態を誘導する地区計画、景観法に基づく景観協定などの制度を活用し、住環境の維持・保全を進めている。特に、既成市街地においては、新たなルールづくりにあたっての合意形成が必要であることから、市から専門的なアドバイス等の支援を行うことで、これを促進し、地区計画の決定に至っており、成果を上げている。 開発や建築行為に際しては、道路、公園等の公共施設の整備の指導と細街路整備事業、生活道路整備事業により施設整備の促進を図っている。面的に整備されるものではないが、長年の取り組みは評価されている。 住環境と個々の住戸という点からは、周辺環境に悪影響（外部不経済）を与える建築物の存在が課題になりつつある。その多くは管理不全につながる空き家であり、人口減少社会、高齢化の進行、一人住まいの状況から、今後の行政課題として対応について検討し取り組んで行く必要がある。 個々の住宅レベルについては、前記の管理不全住宅（空き家等）の対策に加え、老朽化した共同住宅の建て替え（もしくは大規模修繕（耐震化含む））も課題である。適切な維持・管理がなされるようマンション管理組合によるネットワーク組織が設立されているが、建て替え要件（同意率）、費用負担などの課題があり、啓発を継続するとともに、支援のあり方を検討する時期にきている。 また、バリアフリー新法及び府条例に基づく指導（建築基準法関係規定）が法的拘束力を有することになったことから、条例対象建築物のバリアフリー化が促進されている。 中古住宅の流通促進は、今後の社会において大きなテーマとなるが、評価システムなど整理すべき事項が残されており、国での検討が進んでいる。今後とも、国の動きなどを見守る。（空き家対策にも関連） 公営住宅については、府営住宅の建て替えが進んでおり、余剰地の処分（福祉等の公益機能を有する施設等を誘導）もなされている。市営住宅については、ストック活用計画を策定する中で、将来計画について検討を進めてきており、今後活用を図っていく。

関連課		都市政策課、審査指導課、建築課、障害福祉課、高齢介護課	
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項 目		
1 魅力ある居住環境の整備	(1) 公的住宅の整備・充実	・老朽化した公的住宅を計画的に建替・改善等の整備が行われるよう大阪府、大阪府住宅供給公社、都市再生機構との連携を図り整備・充実に努めます。	B
		・市営住宅（旧地域改善向住宅）の適切な維持管理に努め、良好なストック形成を図ります。	B
		・グループホームの活用等により、高齢者や障害者の在宅を可能にする住まいづくりに努めます。	B
	(2) 民間住宅の整備・充実	・老朽マンションの建替の促進や民間住宅の良好な住宅ストックの形成を目指し、市民の協力を得て、細街路等整備計画により基盤の整った区画道路網整備を図り、良質な住宅地の形成に努めます。	B
		・地域の特性に見合った良好な民間住宅のストックの形成に努め、大阪府等によるバリアフリー化等への支援制度の活用を促進します。	B
		・福祉のまちづくり指導要綱等に基づきバリアフリーに配慮した住宅整備の啓発・誘導に努めます。	B
		・中堅所得者層の住宅ニーズに対応した、民間活力による高齢者向け特定優良賃貸住宅の供給の促進に努めます。	B
		・市民の合意と相互協力による地区計画、建築協定、総合設計制度の活用を促進します。	B
		・中高層建築物を建築する際には、建築紛争の未然防止や建築防災の強化、違反建築の防止等、景観に配慮した建築指導の充実に努めます。	B
		・良好で魅力的な街区形成につながるよう、民間の創意工夫による総合設計制度の活用を促進します。	C
	(3) 多様な住宅ニーズへの対応	・大阪府、大阪府住宅供給公社、都市再生機構と連携して、高齢者向け優良賃貸住宅やシルバーハウジング、コレクティブハウジング等の供給の促進に努めるとともに、ユニバーサルデザインを採用した住宅の普及を促進します。	B
		・省資源・省エネルギー等に配慮した環境共生住宅の啓発・普及に努めます。	B
		・今後、分譲マンションの大規模改修や建替の増加に伴う住まいづくりに対する相談機能の充実に努めます。	B
		・魅力ある居住環境整備の推進のため、将来的な住宅施策の方向等を示す計画の策定を目指します。	B
	(4) 住まいに関する情報提供	・公的住宅やマンション等の住まいに関する情報提供に努めます。	B
		・賃貸住宅の登録・閲覧制度の推進を図り、登録住宅を対象とした滞納家賃補償制度、借家人本人一代限りの借家契約である終身建物賃貸借制度の啓発・普及に努めます。	B
		・シックハウス対策に配慮した住宅の啓発・普及に努めます。	B
	(5) ルールの活用	・市民の合意と相互協力による地区計画、建築協定の活用を促進します。	B
2 住環境を守り育てる基盤（人）づくり	(1) 自律した市民のまちづくり意識の向上	・住環境づくりにかかわる地域住民や事業所など、様々な主体の意識の啓発に努め、まちを愛する意識を育てます。	B
	(2) まちづくり支援の充実	・地域住民等による住環境の保護、育成などの自律的な取り組みに対し、必要な支援を行い、活動の促進を図ります。	B

都市像 4 活力あふれる「生活躍動都市」の実現		
	施策	435 都市の美化と環境衛生の推進
	目指すべき姿	・不法投棄物やごみのポイ捨て等のないまちの美観が保たれています。 ・斎場施設の充実が図られています。 ・飼い主のモラルが高揚しています。
	将来計画	1 環境美化等の推進 2 美化意識の向上 3 斎場の充実 4 人と動物が共生する社会づくり
	施策の取組状況まとめ	環境美化の推進については、不法屋外広告物の撤去や美化パトロールの強化などの実施により清潔で美しい地域環境を保持しつつ、市民等の環境美化意識の向上を図るため、関係団体等の協力により、環境美化キャンペーンを実施した。また、主要駅前公衆便所において、経年劣化による老朽化が進んでいたため、快適に利用できるよう順次一部洋式便所への改修や照明関係のLED化を行った。さらに、路上喫煙防止対策では、条例施行後、マナー推進員の指導・啓発等により、喫煙率は大幅な減少となった。 斎場の充実については、簡素・低廉な葬儀を執行するために、市営葬儀業務を実施し、近年市民の要望の多い小規模な葬儀が行えるよう式場の整備を行った。また、施設の維持管理においては、その特殊性から大規模な修繕等ができないが、市営葬儀・火葬業務を円滑に行うためにその施設の維持管理に努めている。 人と動物が共生する社会づくり（飼い犬登録・動物愛護）については、法令に従い狂犬病予防関連事務を実施した。また、犬・猫のふん尿対策については、所有者不明猫を世話をする団体の登録とその団体に対する避妊去勢助成範囲を拡大し、みだりな繁殖の抑制と動物愛護意識の高揚に努めた。さらに、イエローカード作戦で、飼い主に対するモラルの向上に努め、実施自治会等からは、効果があったとの声もある。 こうしたことから、施策全体での目指すべき姿は概ね達成できていると判断するが、引き続き、環境美化の推進については、快適な生活環境を確保するため、環境美化や市民のマナー意識の向上を図る施策を推進する必要がある。

関連課 市民生活課、市民課、環境事業課			
将来計画		主な取組	取組状況
見出し	項目		
1 環境美化等の推進		・環境美化活動を市民・企業全体に広げるとともに、不法屋外広告物の除去や監視体制の強化などの不法投棄対策を更に推進します。	B
2 美化意識の向上		・快適な生活環境を維持していくためには、市民一人ひとりの環境美化意識を高めることが大切なことから、関係諸団体と連携を図り、有効な啓発をより一層推進します。	B
3 斎場の充実		・告別式場と火葬場の整備を進めます。	B
4 人と動物が共生する社会づくり		・飼い主の義務と責任について啓発に努めます。	B
		・関係機関・団体と連携を図り、人と動物が共生できる社会づくりに努めます。	B
		・狂犬病予防注射や飼犬登録の促進に努めます。	B